

「基礎的研究推進事業の課題評価の方法に関する達」抜粋

（評価の実施時期）

第3条 評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(2) 中間評価

創造科学技術推進事業、戦略的基礎研究推進事業及び国際共同研究事業について、研究開始後、3年程度を目安として実施する。

（中間評価）

第6条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中間評価の目的

研究プロジェクト又は研究課題毎に、研究の進捗状況や研究成果を把握し、これを基に適切な予算配分、研究計画の見直しを行う等により、研究運営の改善及び事業団の支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究の進捗状況と今後の見込

イ 研究成果の現状と今後の見込

ウ 相手機関との研究交流状況と今後の計画（国際共同研究事業に限る。）

なお、上記アからウの具体的基準については、研究のねらいの実現という視点から、評価者が事業団と調整の上決定する。

(3) 評価者

ア 創造科学技術推進事業及び国際共同研究事業

研究プロジェクト毎に、事業団が選任する外部の専門家が行う。

(4) 評価の手続き

研究プロジェクト又は研究課題毎に、評価者が、研究者との面談、研究実施場所での調査等により行う。

This page updated on November 5, 2002
Copyright© 2002 Japan Science and Technology Corporation.
www-admin@tokyo.jst.go.jp

◀ 前へ戻る